

障害児と親と教師をむすぶ

人権と教育

51

2009・11

障害者の教育権を実現する会

特集



I 改めて障害に向きあう
II いまこそ障害者権利条約の批准を!
III 戦争放棄と象徴天皇のあいだ

●シンポジウム●

さまざまな発達障害とインクルージョン

- ・障害者の権利条約からみた発達障害者支援法
- ・「発達障害」をどうとらえたいか

柴崎 律●手話はどのような言語か

ピヤネール多美子●スウェーデンのろう教育を見る

野村みどり●改めて難聴児のインクルージョンを考える

平林 浩●統合教育が教育の原点

星加 良司●障害学ことはじめ

石川 愛子●権利としての障害者教育運動

山田 英造●教員免許更新制は教育をダメにする

戦争放棄と象徴天皇のあいだ

拡張する天皇

「即位20年」批判

北野 誉

124

「精神的カタルシス」を實質あるものにするために

津田道夫著 『君は日本国憲法を知っているか 焼け跡の記憶1945～1946』を讀む

竹内栄美子

132

人権は生命より重く

足利事件によせて

竹澤 節子

136

オバマの反核演説は期待できるか

筑紫 建彦

140

返せこの手に

靖国合祀拒否訴訟大阪・第2ステージ控訴審

山内小夜子

147

日本の戦争責任と繰り返される「曖昧な解決」

張 宏 波

150

インクルージョンふぉーらむ案内 6

編集後記 160

表紙トピコ写真：高坂徹氏提供
(ペラルーシからやってきた少女)

日本の戦争責任と繰り返される「曖昧な解決」

——戦争被害者の人権を考える——

張 宏 波

1 日本の戦後補償への不満

被害者への視点の欠落

日本の戦争責任というと、過去の話をいつまでも持出してくると思われがちだが、日本には戦争の時代を経験した人々が未だ1千万人以上も存命している。しかも彼らの間には、戦争経験を語り残しておこうとする主体的な動きも見られる。例えば『朝日新聞』では、読者投稿欄は月に一回「語りつぐ戦争」という特集を組んでいる。そこでは、戦争そのものの悲惨さ、銃後の困難な暮らし、戦後生

活の苦勞などを偲ぶ記事が多い。世界恐慌後の行き詰まりがもたらした戦争に翻弄され、銃弾の飛び交う戦地でも、空襲や飢餓に怯える銃後でも、死と隣り合わせだった日々が生々しく想起される。戦後も、家族や友人を失いながら、飢餓、貧困、失業、病気などの困難が次々と襲ってきた。そうした不条理を耐えて生き抜いた毎日は、つらかったが貴重な経験であったと、豊かで「平和ボケ」した現在だからこそ語り残しておきたい、そんな欲求に突き動かされているかのようである。確かに、そうした過酷な体験は歴史の一頁として記憶され、後世へ伝え残

しておくべきものである。戦争になれば一人一人がいかに大きな被害を受け、苦しみを味わうかを理解することは、戦争への傾倒の歯止めとなるだろう。

日本人も大変な苦勞を強いられた戦争であれば、被害を受けたアジアの人々のそれは計り知れないものであっただろう。しかし、先の投書欄では、加害者としての視点や、被害者に対する想像力が及んでいる投稿がほとんど見当たらない。軍人・軍属であれば加害者としての罪の意識が筆を走らせてもよいだろうし、銃後の市民も、在日中国人・朝鮮人が差別の中で日本人以上に苦勞していた様子や、

強制連行・強制労働をさせられた中国人（約4万人）や朝鮮人（約70万人）に接していた可能性も十分ある。

異国の地に連行され、厳しい労働に従事させられた彼らの苦勞は想像に余りある。その苦難の歴史もまた記憶しておくべき一頁であろう。それを記録することは、彼らの存在を知らなかった人々が、当時の報道や教育の偏りに気付くことにつながる。被害国の人々の苦難に関する記述が例外的といえるほど少ないことは、日本の戦争がもたらした被害への視点が一面的に欠落していることを物語る。

日本人が原爆や大空襲などの被害を忘れずに伝え残したいと思っているように、中国や朝鮮半島の人々も虐殺、焼討ち、強制連行、「従軍慰安婦」などの被害を忘れることはない。原爆症や大空襲のフラッシュバックに今も苦しむ被害者がいるように、強制連行・強制労働や「従軍慰安婦」の被害による苦しみも現在進行形である。アジア諸国では戦争被害と日本による加害の事実がセットになって認識

されている。こうした歴史認識に関する非対称性が見られる東アジアが相互理解を深めるためには、日本はまず、被害の歴史だけでなく加害の歴史をも「記憶」することが不可欠となる。新しい東アジア関係の構築はそこから始まるだろう。

こうした市民レベルの戦争観を踏まえ、た上で、国レベルの戦後補償について検討すると、両者に通底するものがあることに気付く。以下で述べるように、日本の戦後補償のあり方にはある構造的な問題が孕まれている。その結果、戦争責任の取り方に対して、被害国の人々からはいつまでも納得が得られない状況が続いている。日本人の旧軍人やその遺族、傷病者には手厚い恩給や金銭補償が重ねられてきたが、外国人の被害者や遺族などによる補償要求はおおよそ門前払いしてきた。これは戦争経験者だけの問題ではない。この状況を放置してきた戦後世代の責任でもある。戦争被害者の声に正面から向き合おうとしないことは、日本の「現在」の問題である。

もちろん、戦後日本が被害国に対して何もしてこなかったわけではない。しかし、その責任究明や補償のあり方は、被害者に心から受け入れられ、心身の傷を癒せるものではなかった。とくに、責任の所在や謝罪を曖昧化してしまう日本のやり方に対する不満は根強い。以下では、日本の戦後補償がどのような特徴を持ち、それがどのように受けとめられたのかについて、強制連行・強制労働問題を中心に確認していきたい。

2 朝鮮人強制連行訴訟での「和解」

90年代後半に、朝鮮人強制連行・強制労働の被害者が、加害企業との間に相次いで「和解」を成立させて注目された。しかし、その内実はよく確認しておく必要がある。^(注1)

(1)被害側新旧日鉄と自主交渉による和解
戦時中に強制連行され、日本製鉄（現在の新日鉄）釜石製鉄所で強制労働に従事させられた朝鮮人のうち、爆撃で死亡

した11名の韓国人遺族が、新日鉄と国を相手に遺骨の返還や慰謝料など総額約2億5千万円の損害賠償を求めて、95年9月に提訴した。一審敗訴の後、裁判外ながら97年9月に「和解」が成立した。その内容は、(一)遺族あたり200万円の慰霊金、(二)死亡した韓国人を釜石製鉄所内の鎮魂社に合祀、(三)韓国での慰霊費用として約140万円を支払う、とするものである。一方、新日鉄側は和解にあたり「日本製鉄の債権債務を引継いでいない当社に一切的責任はないとの主張に変わりはないが、遺骨がなく、故人の魂を鎮めることができなかった原告の事情を察し、慰霊のための協力を行うこととした」とのコメントを公表した。

(2) 被告側日本鋼管と和解

戦時中、16歳で日本鋼管の川崎製鉄所に強制動員された金景錫氏は、当時の朝鮮人が起こしたストライキの首謀者とみなされて48時間におよぶ激しいリンチを受け、右腕が不自由になるなど大けがを負った。91年に日本鋼管に対して、強制

連行の事実を認めて謝罪、損害賠償の支払を求める訴訟を起こした。一審判決では、同社従業員による暴行の事実は認定しながらも強制連行の事実は否定するという奇妙な判決となって敗訴し、控訴審の過程で99年4月に「和解」が成立した。410万円の和解金が支払われたものの、企業側は法的責任の回避に拘泥し、9か月間におよぶ和解交渉のほとんどをそれに費やして、法的責任がないことを和解文書に書き込むことに成功した。

(3) 被告側不二越と和解

戦時中、工作機械メーカー「不二越」で強制労働させられた7人の朝鮮人女性が未払い賃金や慰謝料を求めて92年9月に提訴した。00年7月に最高裁で成立した和解の内容は、(一)計3000万円以上の解決金の支払、(二)戦時中の労働に感謝するため会社構内に記念碑を設置する、とするものだった。しかし、不二越側は、「謝罪はしない。強制連行、未払賃金の事実もない。強制連行は当時の国策に従っただけで法令に基づいたもの」として、

その事実は最後まで否定した。従って、原告団長は「何もやましいことがなければ、金を出す必要がどこの世界にあるのか」と受けとめるしかなかった。

以上の三件には驚くほど共通する要素がある。第一に、強制連行や強制労働の事実を認めようとしない、従って法的責任もとらず、謝罪もしないこと。第二に、金銭拠出は行ったが、賠償や補償の意味合いのない「慰霊金」「解決金」といった名目であること。第三に、第一と第二の点の矛盾に全く無自覚であること。

企業が何らかの金銭拠出を行ったのは、それを要する「行為」があったからである。しかし、その「行為」を極力認めようとせず、責任の所在を転嫁する論理に拘泥する。いわく、戦前と現在は別法人である、国策に従っただけだ、と。ただ、責任を認めないものの無関係ではないため、「慰霊」や「被害者の救済」という戦争責任とは別の次元の論理で対処しようとして、金銭が拠出されている。

いうまでもなく、劣悪な条件下で朝鮮

3 中国人強制連行訴訟での「和解」

(1) 大江山「和解」

中国人強制連行訴訟で「和解」が成立したのは、「花岡和解」と「大江山和解」である。

戦時中、京都の大江山ニッケル鉱山に強制連行・強制労働させられた約200人の中国人のうち6名が、89年8月、日本冶金工業に対し謝罪広告と損害賠償を求めて裁判を起こした。最終的に、04年9月に「和解」が成立したが、加害企業側は強制連行・強制労働の事実を認めず、謝罪もしない、損害賠償金は支払わないが、一人350万円の「解決金」を支払うという内容であった。

解決金が支給されたとはいえ、当初の「謝罪、賠償、記念碑」という目標が一つも達成されていないのでは、「和解」と呼べる要件を満たしておらず、金銭による有無を言わせぬ「解決」でしかない。実際に、中国側からは「今後の参考テキストとしてはいけない」という意見さえ

出されている。日本側の高橋融弁護士も、加害企業が謝罪要求に応じず、道義的な反省さえ見られない「和解」は、レベルが低すぎるとして当初は反対していた^(注2)。こうした「和解」とは呼べない「和解」を成立させるほど、企業や裁判所は戦争責任の回避に躍りになっている。

(2) 和解なき花岡「和解」 典例例として

上述の戦後補償の問題点が集約され、それに対する拒否の姿勢が強く示されたのが、花岡「和解」である。加害企業だけでなく、国や裁判所にも、責任を認めることに消極的な姿勢が見られることは先に述べた。これまで扱ってきた「和解」では、被害者側はこの落差を何とか肯定的に捉えて受け入れようとしてきたが、そうした曖昧な姿勢を許さない原告代表(歌諄氏)が現れて、「和解」の本質とは何かが問われた。「和解」の経緯と問題点については、本誌前号の論考「花岡事件「和解」再考」に譲り、簡潔に言及しておきたい。

花岡鉱山に強制連行されて奴隷労働に

従事させられた原告は、80年代後半に入
って鹿島建設を相手取り、「事実を認めて
謝罪」「記念館の建設」「一人500万円
の賠償金」の三項目の要求を行った。自
主交渉の結果、90年7月に鹿島が「責任
を認めて謝罪」する内容を柱とする「共
同発表」がまとまり、大企業が戦争責任
を初めて認めたと大きく報じられた。賠
償金や記念館建設については今後の交渉
課題とされたが、鹿島はその後一転して
事実や責任さえ否定するに及んだため、
被害者は95年6月に訴訟に踏み切った。
一審敗訴を経て、控訴審で和解交渉に入
り、00年11月末に「和解」が成立した。
986人全ての被害者やその遺族を対象
にした5億円の「基金」が評価され、「画
期的」と大々的に報道された。どのよう
な意味で「画期的」だったのだろうか。
鹿島は「法的責任を認めるものではない
」という但し書きを和解条項に盛り込
ませ、拠出した金銭の性格も「慰霊等の
ため」として、賠償・補償の意味合いを
否定した。これは、48年横浜BC級戦犯

裁判で、鹿島職員が戦犯として有罪とな
った歴史的事実を全面的に覆しており、
看過できない。法的責任がない以上、一
度は行った謝罪さえ撤回したも同然であ
る。事実、「和解」当日に控訴審の裁判官
が発表した「所感」、鹿島が発表した「コ
メント」はそれぞれ、控訴審の中で鹿島
が強制労働や虐待の事実を否定し、法的
責任を認めていない態度を明らかにして
いる。
つまり、「和解」とはいいながら、原告
の三要求は一つも達成されていない。逆
に鹿島は三項目をすべて拒否して、5億
円で一切のケリを付ける形にこぎ着けた。
実質上、鹿島の全面勝利である。
こうしてみると、花岡「和解」はこれ
までに見てきた「和解」と共通しており、
「画期的」と言える点は見当たらない。
事実、中国側メディアや学者は日本のそ
れとは対照的に、責任も認めず謝罪もし
ない「和解」は、被害者を再度辱めるも
のだと批判してきた^(注3)。
通常であれば、企業のこうした不誠実

な対応には原告弁護士(新美隆弁護士
長)が抗議するものであるが、花岡「和
解」の場合、そうではなかった。原告弁
護団はこのような「和解」内容でありな
がら、「鹿島は責任を認めて謝罪した」
「5億円は賠償金だ」という説明を繰り
返したのである。また、「記念館建設」の
断念については原告が事前に同意してい
たと主張した。つまり、原告および鹿島
側と異なる「解釈」を原告弁護士だけが
採用し、「勝利」と位置づけ、日本人支援
者も大半がこの「解釈」を支持した。
もちろん、自身の要求が一つも達成さ
れないこうした「和解」を、原告がそう
と知っていて承認するはずはない。原告
が「和解」成立前に受けた事前説明では、
弁護士から「鹿島は責任を認めてあらた
めて謝罪した」「5億円は賠償金だ」と聞
かされていたからこそ、記念館建設断念
の黙認を含めて受入れたのである。
しかし、弁護士は最終的な「和解条
項」の文面を原告たちに見せて同意を得
るといった基本的手続きを「省略」した。

口頭で弁護団の「解釈」だけを伝えたた
め、原告はそれを信じて「和解」受入れ
に同意した。「和解」成立後に初めて実際
の「和解条項」を読んだ原告らは、事前
に知らされていた内容と異なっているこ
とを知り、「弁護士に騙された」と「和
解」受入れを拒否するに至った。

原告の利害を代理する立場にある原告
弁護士が、曖昧な解決に終わった事実を
原告に隠蔽して「和解」を成立させてい
る点他に類を見ない。「従軍慰安婦」へ
の「見舞金」であるとして批判され、多
数の当事者が受取りを拒否した「女性の
ためのアジア平和国民基金」でさえ、何
が不十分であるかはオープンにされてい
て、受入れるかどうかの選択は被害者に
委ねられていた^(注4)。花岡「和解」では、
弁護士が、基金の拠出と引換えに謝罪や
責任を曖昧化することを容認してしまっ
た。実際の「和解」内容を事前に正確に
伝えることなく、弁護士が「和解」を成
立させたのは、原告が受入れない可能性
を見込んでいたのではないか^(注5)。

(3)花岡「和解」への評価をめぐって

花岡「和解」の評価をめぐって最近展
開された論争にも、本論と同じ問題の構
図が再現されており、日本社会が何を直
視できないのかが表れている。

精神医学者の野田正彰は、07年8月か
ら、強制連行・強制労働や「従軍慰安
婦」などに関する聴取りの成果を『世
界』で連載した。上記の耿諄原告代表へ
の聴取りも含まれている。そこで紹介さ
れた耿氏による花岡「和解」への思いや
それに対する野田氏の評価をめぐって、
訴訟の支援者であった田中宏氏や林伯耀
氏から反論が寄せられ、同誌をはじめと
するメディアで論争が起った^(注6)。

論争はすれ違いとなったため、同誌は
第三者が花岡「和解」を検証するチ
ームを立ち上げた。メンバーは、同誌編
集長に加え、有光健氏(戦後補償ネット
ワーク)世話人、内海愛子氏(朝鮮人B
C級戦犯裁判の補償運動に従事した大学
教授)、高木喜孝氏(弁護士、「戦後補償
問題を考える弁護士連絡協議会」事務局

長)といういずれも戦後補償運動の最前
線に立つ3名からなる。チームは関係者
からの聴取りや資料収集を行い、検証結
果が同誌本年9月号に掲載された^(注7)。
詳細は機会を改めたいが、「検証」の基
本姿勢は、被害者が納得して受入れるこ
とができない日本の戦後補償の構造的欠
陥を再生産するものであった。

論争の焦点は、耿諄原告代表が、自分
たちの望まない「和解」が成立したのは、
弁護士団に「騙された」からだと言張した
ことの可否であった。原告側は条項の訳
文も渡されず事前に十分内容を知らされ
なかったと主張したのに対し、代理人側
は十分な口頭説明を行ったと主張した。

訴訟の最終結果に関して、弁護士団が原
告に十分な口頭説明をするのは基本的な
ことである。法律用語が難解であると感
じるのは日本人だけではない。さらに本
訴訟では日本と中国という言葉の壁もあ
る。口頭説明だけでは理解し難い内容も、
訳文を見れば意味を確かめることができ
る。口頭説明を十分に行ったから、訳文

が渡されなくても問題はないという正当化は全く転倒している。

従って、検証の焦点は、①なぜ和解条項の訳文を原告に渡さなかったのかを代理人側に確かめること、②口頭説明の内容がいかなるものであったかを原告側、弁護団・支援者側からそれぞれ聴取り、両者の異同を明らかにすることである。

検証「報告」では、①については、弁護団・支援者への聴取りを行っていないが、なぜか全く言及されていない。②については、まず原告側への確認に関して、「和解」拒否の耿諄原告代表は病気のため実現できず、もう一人の原告の孫力氏には接触していない。代わりに、耿氏が03年3月に発表した抗議文を引用し、同氏が「和解」成立前に弁護団から報告を受けた内容と、後日読んだ実際の和解条項文面とは内容が全く異なっていると主張していることを確認している。

他方、弁護団・支援者からは「口頭説明」の様子を記録したビデオの提供を受けている。ただし、原告への説明会（11

一切情報を示さないのは、検証の基本的手続きを欠いている。都合の良い部分だけが提供された可能性を排除できず、読者は検証結果の是非を判断することができないのではないか。

仮に弁護団には騙す意図はなく、予期しない結果として訳し落とされたのだとしたら、弁護団は原告に真っ先に謝罪するところだろう。しかし、耿諄氏や孫力氏が弁護団に質問状や抗議文を送付しても一切回答がない状況が続いている。田中氏や林氏ら支援者の「反論」には、弁解はあっても説明も謝罪もない。この点だけを見ても、「検証」の中で上記の①に言及しない不可解さが浮かび上がる。

また、「検証」では、花岡訴訟が「裁判上の和解」という形式で終わった点にも注意が加えられている。「裁判上の和解」は、一般的な意味での「和解」とは異なり、「仲直り」的な意味合いを持たない。つまり、「裁判上の和解」は和解交渉の妥協の産物であるため、誠意よりも金銭的条件などが中心に規定され、双方の解釈

月19日)の記録ではなく、その前日に5億円の基金の信託先である中国紅十字会で説明を行った際の映像である。その場には耿氏も同席しており、弁護団による説明と一緒に受けている。その映像を確認した検証チームは、和解条項の訳文が配布されたかどうかは「確認できない」としている。さらに、新美弁護団長が和解条項について逐語的に説明しているものの、通訳が重要な箇所を訳し落としていると指摘している。「和解」において、加害企業が法的責任を認めないことを、被害者が「了解した」という重要な文言は通訳されていない。

それが事実であるとすれば、耿氏の主張通り、11月18日の説明では、同氏は和解条項の正確な内容を知り得なかった。しかし、検証では、弁護団長は逐語的に説明しており、通訳が不十分だったため、原告に十分伝わらない箇所があっただけで、「騙したとはいえない」との評価を下している。通訳が訳し落としたのであれば、原告に十分に伝えたことにはならな

が全く異なるまま成立することもある、と。花岡「和解」はこの「裁判上の和解」に当たるため、原告弁護団の「解釈」と原告代表のそれが異なり、責任や謝罪が曖昧化されていると原告が感じてお仕方がないと示唆している。法的にはそうであったとしても、かりにも「検証」なのであれば、「裁判上の和解」がそうした曖昧さを免れないことを原告が事前に理解していたかどうかを検証するべきである。謝罪や責任を明確にすることを第一に要求していた原告が、「裁判上の和解」の限界についてあらかじめ弁護団から説明を受けて理解していたなら、その解決形式を受入れていなかったら、戦後補償運動の専門家たちでさえも、被害者の立場への理解を欠いてしまう点は危惧される。

4 「戦争被害者の人権」に いかに向き合ったか

以上のように、日本の国、企業、裁判

い。日本語による説明だけでは説明がなれないのも同然である。また、新美氏のほか、田中氏、林氏など中国語を理解できる関係者が複数同席していた。訳し落としがあればなぜ補わなかったのか。この時の通訳は、説明を受ける側の紅十字会の幹部が担当しており、通訳上の不備は通訳者に還元できるものではない。弁護団には、内容を正確に伝えられる通訳を準備する責任があった。検証「報告」には、被害者側の視点が欠落している。

こうした「検証」姿勢に加えて、検証方法にも問題がある。弁護団・支援者側が提供したビデオは、弁護団が原告全員に説明を行った19日の映像ではない。最も重要な19日の口頭説明のあり方を判断するうえで、18日の記録は傍証でしかない。なぜ18日の映像は提供されて、19日のそれが提供されなかったのか、全く説明がない。それ以前に、この記録が、誰がどのような目的で撮影したのかについても説明がない。もっとも重視する資料でありながら、その資料の性格について

所(さらに一部弁護士や大学教授)は、アジアの戦争被害者をケアの対象に含めようとしていないといっても過言ではなからうか。彼らは「外国人」かつ「被害者」という二重の少数者である。日本国内では「外国人」および「犯罪被害者」への人権擁護が少しづつ整備されているが、その両方を構成要素とする「戦争被害者」の人権は、法的に対処せず、「ウヤムヤ解決」が志向される。戦争被害者が納得できる謝罪の言葉を聞くこともなければ、せいぜい少額かつ性格の曖昧な金銭が拠出されるにとどまっていることに、軍人恩給や戦没者遺族年金を支給されている市民でさえ、疑問を抱くことは少ない。日本は市民レベルでも公的機関のレベルでも、「戦争被害者」の存在に、そしてその人権に向き合おうとしない。

戦後補償といえながらこうした対応が続けるのは、加害者としての自己認識が欠如しているが故である。加害者として自己同定できないがゆえに、被害者を見いだせない。被害者は踏みにじられた人

権の回復を要求しており、加害側の責任や謝罪を第一に要求している。

しかし、加害者として自己認識しない日本側は、これを転倒させてしまう。企業は国策に従っただけだと責任を国家に転嫁し、裁判所は「国家無答責」という明治時代の法理を持出したり、強制労働と性奴隷には「時効」を適用しない現在の国際法の到達点を無視し、さらに政府は国交回復時の条約などで戦争賠償は「解決済」という主張を繰り返す。加害者に謝罪や責任を求めた被害者が、それを拒否されたうえで「慰霊」や「救済」のためのカネを支給されて有り難がるも本気で考えているのだろうか。

他者に損害を与えたなら、まずその責任を認めて謝罪し、その上でいかに責任をとるかを考えるのが基本的な手順である。C型肝炎、原爆症などの被害者に対する補償は基本的にこのような流れで行われてきた。その単純で常識的な手続きを、アジアの被害者には適用しなくてもよいという考えが、日本では各界で共有

である。

ただ、同「提言」では、「基金」に関しては最低でも1千億円などと細かく述べられている一方で、「事実認定」「謝罪」のあり方については具体化されていない点に注目したい。先に見た強制連行・労働裁判において被害者から問題視されてきたのは、「補償金」についてというよりも、その前提となる「事実認定」や「謝罪」をめぐるものであった。政府や加害企業が抵抗してきたのも「事実認定」や「法的責任」「謝罪」であって、「金銭の拠出」への抵抗は二次的なものであった。従って、現在模索されている「政治解決」が真の全面解決となるためには、どのような「事実認定」や「謝罪」であれば、被害者に受入れられるのかについて明確にしておく必要があるだろう。さもないと、政府や企業との交渉過程で、「事実認定」や「謝罪」が曖昧化・骨抜き化され、これまでと同じ結果に終わる可能性があるからである。先に見てきた「和解」のあり方と一線を画する徹底したも

されていることになろう。中国や朝鮮半島の人々の人権を軽視する姿勢は、「チャンコロ」「チョン」と蔑視していた時代とどこまで変わっているのか。被害者側からすれば、日本は戦争責任に真摯に向き合おうとしているところか、被害者を再度侮辱しているように見えてしまう。

そもそも、責任を認めて心から謝罪され、賠償金を受け取ったところで、心身にわたる重大な被害というものは完全に回復することはできない。それは「不可能なこと」である。他方で、加害者がその責任を十全に認めて心から謝罪することとは「可能なこと」である。不可能なことはまだしも、「可能なこと」さえしないのは単なる責任回避であり、誠実な責任の取り方とは対極にある。被害を与えた人々に対する人権さえ回復しようとするい国や市民が、国内の少数者の人権擁護に十全に対処すると考えられるだろうか。

5 「政治解決を曖昧にしないために」

のでない限り「全面解決」になりえない。なお、前述した花岡「和解」の検証メンバーで、法律面での検討を主導したと考えられる高木喜孝弁護士は、この「全体解決」の推進に関与している。「検証」結果は、被害者が何を求めているのか、被害者からすれば日本の戦後補償のあり方がいかなるものとして映っているのかといった視点を欠落していた。花岡「和解」での謝罪のあり方を、仕方がないものと評価した弁護士が、「全体解決」においてこれまでの問題点をどのように乗り越えていくのが焦点となるだろう。

戦後処理の推進を掲げる民主党が政権を取ったいま、「政治解決」による全面解決に向けた交渉において、明確な「事実認定」と「謝罪」を引き出して戦争責任の曖昧解決という宿痾を断ち切る機会とするか、最後まで曖昧なままに終わるか、最後まで曖昧のままに終わるか、分岐点に立っている。戦争被害者の人権をも尊重する社会とするために、一人一人が自身の戦後責任に向き合う姿勢で見守っていききたい。(神奈川県、大学教授)

90年代半ばから始まった中国人強制連行・強制労働に対する戦後補償裁判は、07年4月27日に転換点を迎えた。西松建設訴訟(注8)に関する最高裁判決(注9)で被害者の訴求権消滅が言い渡され、法廷内解決の道が事実上閉ざされたからである。前例主義を取る日本の法廷では最高裁での判例は容易には動かし難いため、今後は法廷外での解決というさらに困難な可能性が残されるのみである。

そのための手がかりとされているのが、同判決が判決文末尾に示した「付言」である。最高裁は自らの法的判断を回避しながら、責任を政府に委ねて被害者の救済を提言した。長らく戦後補償裁判に取組んできた「中国人強制連行・強制労働事件全国弁護士団」(団長は高橋融弁護士)は翌年3月、この「付言」を逆に活かすかたちで、「政治解決」としての「全面解決提言」を発表した(注10)。

提言での要求は、政府と企業への「事実認定」「謝罪」「補償」(基金の設置)であり、被害者が繰り返し求めてきたもの

[注1] 以下の三件の和解については、『日本経済新聞』など当時の記事を参照した。

[注2] 「中国民間対日索賠実現拠点」(「中国の民間対日賠償請求運動は転換点を迎えた」『南方週末』2008年12月4日付)。

[注3] 『人民日報』(ネット版)
http://japan.people.com.cn/zhuanti/Zhuanti_43.html

[注4] 大沼保昭『慰安婦』問題とは何だったのか。メディア・NGO・政府の功罪』中央公論新社、2007年。

[注5] 野田正彰『虜囚の記憶』みすず書房、2009年。

[注6] 田中宏「花岡和解の事実と経過を贈る」2008年5月、林伯耀「大事な他者を見失わないために」同年7月。これに対する反論として、野田正彰「田中宏氏に反論する」原告団

長を人気者と呼ぶ人間観」同年6月。
[注7] 有光健・内海愛子・高木喜孝・岡本厚『花岡和解』を検証する

[注8] 1944年夏、広島県の安野発電所建設工事に360人の中国人が強制連行されて奴隷労働を強いられ、29名が死亡した。

[注9] <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070427134258.pdf>

[注10] <http://www.stopei.jp/saiban/renko/teigen.html>